

医療の最新情報をピンポイントで伝える

「地域医療連携推進法人制度」が創設

そのポイントを
読み解く

医療機関における相互間の機能分担および業務連携を推進し、地域医療構想を達成するための1つの選択肢として、「地域医療連携推進法人」の制度が9月に創設されました。制度がつくられた経緯や概要、地域医療を担う医療機関がこの制度にどのように向き合っていけばいいのかを紹介します。

POINT ① 制度概要と創設の経緯

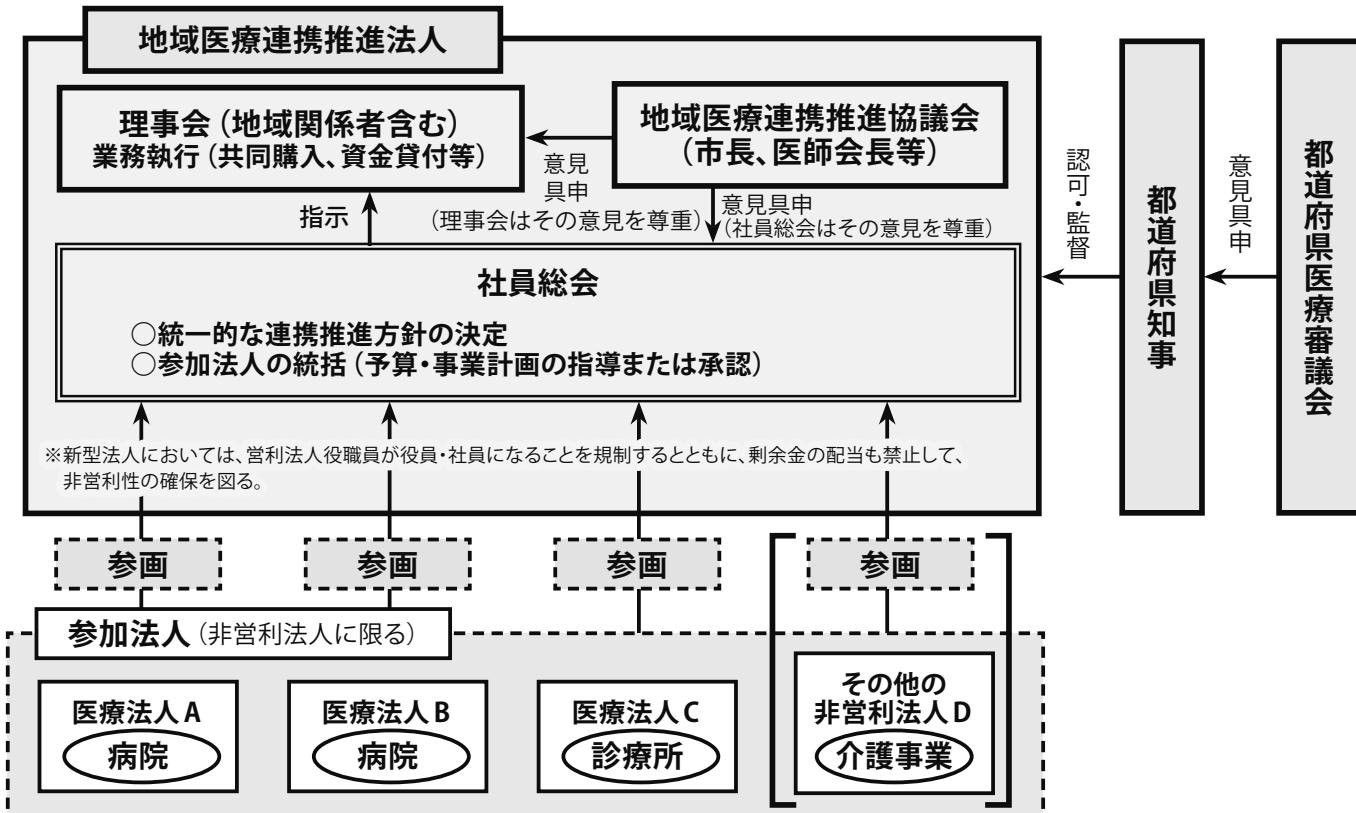
地域医療連携推進法人とは、かつて「非営利ホールディングカンパニー型法人」と呼ばれていたもので、複数の医療法人などが参加して新たな法人をつくります。参加する各法人は新法人の下に連なるよ

うな形を取るもので、2013年の社会保障制度改革国民会議の議論「競争から協調へ」という文脈のなかで提唱され、報告書にも明記されました。

一方で、厚生労働省による具体的

な議論スタートのきっかけとなったのは、14年1月にダボス会議で、安倍晋三首相が演説で「日本にも、メイヨークリニックのようなホールディングカンパニー型の大規模医療法人ができてしかるべきだから制度を改めるようにと、追加の指示をした」と明言したことです。この「指示」を受けて、厚労省では「医療法人の事業

図1 地域医療連携推進法人制度の仕組み



出典：厚生労働省「医療法人の事業展開等に関する検討会」資料

展開等に関する検討会」で非営利ホールディングカンパニー型法人制度についての議論を行い、今年2月に取りまとめを公表しました。このほど改正された医療法は、この取りまとめに沿った内容となっています。

地域医療連携推進法人は、地域で医療機関等を開設する医療法人など複数の非営利法人が参加法人として設立するもので、法人格は一般社団法人とし、非営利性の確保等の基準を満たすものを都道府県知事が認定する仕組みです(図1)。参加法人は介護事業を行うNPO法人も可としていますが、営利法人は認められません。

基本的には地域医療構想区域(原則として二次医療圏)をその範囲としており、メイヨークリニックのような広域にまたがる大規模法人は想定

されていません。同区域は、認定の際に必要となる医療連携推進方針のなかで設定されます。ただし、大学病院や地域の基幹病院が参加することを排除していないため、大学主導による研究開発型の地域医療連携推進法人の創設も可能だと言えます。

この制度の主なねらいは、地域医療構想の実現に向けて、地域における医療機関の機能分化と連携をすすめることです。そのため認定の要件としては、△地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること、△地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べることができるものと定めていること——などが挙げられています。

地域医療連携推進法人の運営には

地域関係者の意見を反映させるため、地域医療連携推進協議会の設置が求められています。

協議会は、△医療または介護を受ける立場にある者、△診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、△学識経験を有する者その他の関係者——で構成しなければなりません。ここには、市町村長や都道府県医師会などの参加が想定されています。また、統一的な連携推進方針の決定、参加法人の統括(予算・事業計画等へ意見を述べる)などの役割を果たす社員総会を開催。社員1人につき原則1個の議決権を持つことになります。非営利性を確保する観点から営利法人の役職員が役員・社員になることや剰余金の配当が禁止されました。

う)」を選択できます。議決権は原則社員1人につき1個ですが、出資額の多い少ないによる「不当に差別的な取扱い」をしない条件のもと、定款により別段の定めをすることができるなど、意思決定方式にも高い自由度が確保されています。

課題としては、地域医療連携推進法人が参加法人をどう統括していくか、議決権のあり方や参加法人の加入・脱退など、地域医療連携推進法人内での取り決め事項が多く、舵取りが難しいことが想定されます。規則が多く、審議会の設置や地域医療構想との整合性を図るのが前提となっているため、資金力がある医療法人は既存の医療法人をM&Aするほうが容易です。そのため、参加する医療法人が実際にいるのかという実現性を疑問視する声も聞かれます。今後国がどのようなインセンティブをつくり、医療法人の参加を促すかが問われています。

POINT ② 新型法人設立のメリットと課題

地域医療連携推進法人の業務内容としては、△統一的な医療連携推進方針(医療機能分化、病院等の連携推進の方針)の決定、△病床再編、患者情報の一元化、キャリアパスの構築、医師・看護師等の共同研修、医療機器等の共同利用、病院開設、資金貸付等△医薬品の共同購入等、関連事業を行う株式会社の保有——が示されています。

地域医療連携推進法人の設立による医療機関のメリットとしては、地域の医療資源の有効活用が挙げられます。

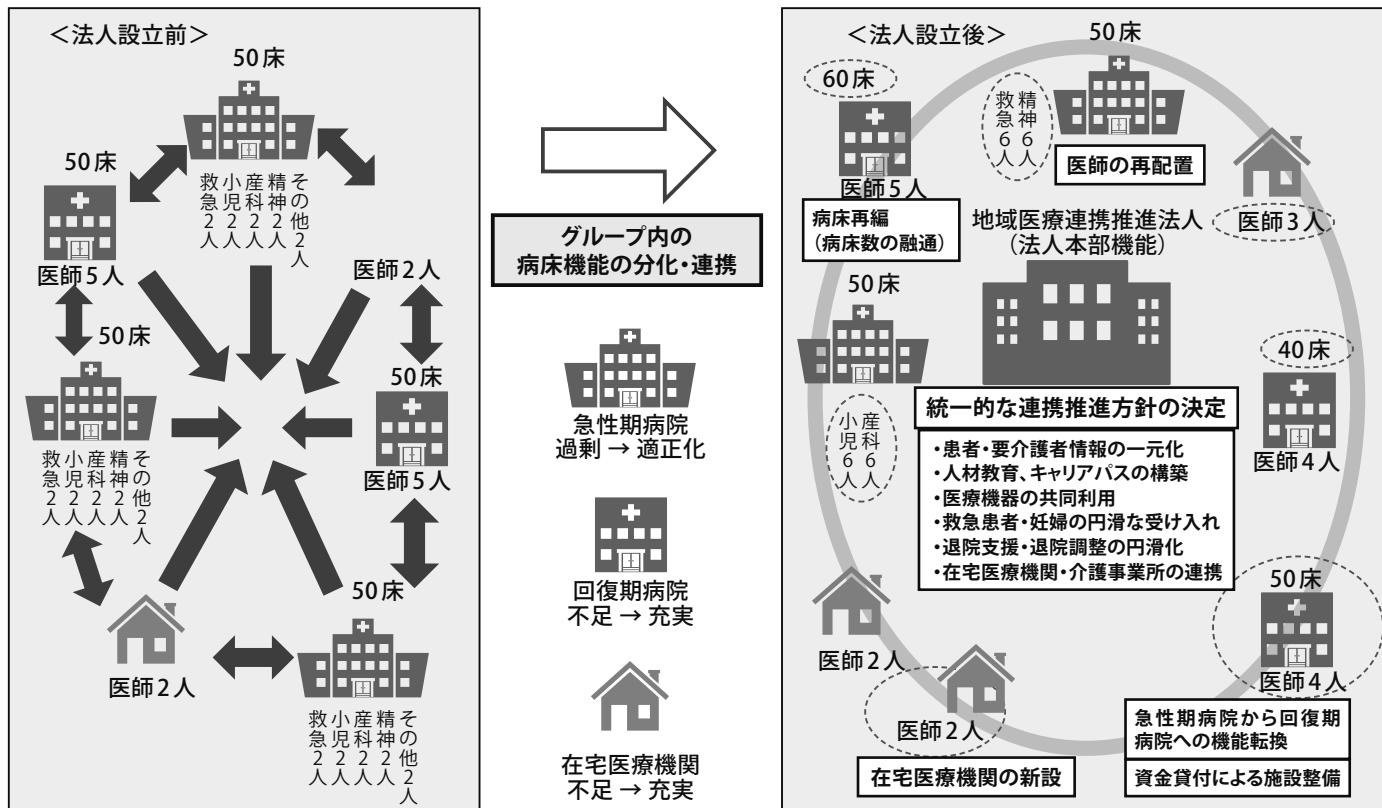
地域での病床機能分化と連携を推進するため、新型法人内の病院間で医師の配置や病床の融通ができます。それにより急性期から回復期への機能転換を図ることで過剰病床の適正化、在宅医療機関の新設による

充実などが可能となります。さらに患者・要介護者情報の一元化、統一したキャリアパスの構築、患者の退院支援・退院調整の円滑化、救急患者のスムーズな受け入れなどが期待できます(図2)。

地域医療連携推進法人は非営利性を担保するためのさまざまな制約がつく一方、参加法人を統括しますが、そのガバナンスは選択肢が多いのが特徴です。

個々の参加法人に対しては、△新型法人の該当事業に係る予算、△借入金、△重要資産の処分、△事業計画、△定款変更、△合併および解散——といった重要事項に意見を言うことが最低限のガバナンスとされていますが、事項ごとに関与の仕方として「一定の関与(意見聴取・指導を行う)」と「強い関与(協議・承認を行

図2 地域医療連携推進法人設立の効果・メリット(イメージ)



出典：厚生労働省「医療法人の事業展開等に関する検討会」資料

POINT 3 病院、地域はどう変わる?

地域医療連携推進法人制度の趣旨では、創設により競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保するとしています。では実際に、医療機関は地域医療連携推進法人の仕組みとどう向き合えばいいのでしょうか。

地域の医療機関とうまく連携をとって協力していきたいと考えたときに、地域医療連携推進法人制度を創設するという選択肢が生まれま

す。地域内での競争が激しい大都市では、なかなか協調には結びつかないかもしれません、医療資源の乏しい地方の中小都市などでは地域医療連携推進法人は各医療機関の生き残り策として有効だと考えられます。地方都市では、産科や小児科、高額な医療機器等の設備を必要とする脳神経外科などでは特に、地域の医療機関が協調して役割分担し、集約化・機能分化と連携を実現しなければ「共倒れ」になりかねません。こうし

まとめ

地域医療連携推進法人制度は、2年以内に施行されることになります。そのころには地域医療構想が固まり、地域における医療提供体制に大きな変化が訪れている可能性が高いです。

しょう。そこで改めて、「協調」の仕組みを担保する制度の価値が評価されるのではないかでしょうか。現時点であまり制度に興味がないという法人でも、このように医療環境が変化

た地域では、地域医療連携推進法人の創設が進められるでしょう。

今後、2018年の診療報酬・介護報酬同時改定や次期医療計画、介護保険事業（支援）計画策定に向け、地域医療構想の策定をはじめとする地域医療の「改革」が加速するはずです。個々の医療機関は、「自院の生き残り」だけでなく、適正な地域の医療提供体制の確保が役割として求められます。自院の地域の医療提供体制がどのようにあるべきか、をまず考え、そのなかで自院がどのような役割を果たすのかを決めていくことが必要となるのです。

するのを踏まえ、数年後に備え、少なくとも仕組みを理解しておくことが重要です。いつの間にか周囲の医療法人が地域医療連携推進法人となり、自分のところだけ乗り遅れた、ということがないよう情報収集もしておるべきでしょう。

Terumo Medical Pranex®

知のコラボレーション



オペ室



ホスピタルスタジオ



人間工学ラボ



大研修室

人にやさしい医療の創造と普及へ

テルモメディカルプラネックスは、医療の技術とテルモのモノづくりの融合から

新たな価値を生み出す、知のコラボレーションの拠点です。

最先端の設備と「開発」「検証」「研修」「連携」「交流」の機能を持つこの施設で、

医療を支える皆様とともに未来に向けた活動を展開していきます。